ご家庭にお持ち帰りください。

けんぽだより

volume 34
平成29年 夏号

三井住友海上健康保険組合

被扶養配偶者および任意継続者健診のご案内

予約受付期間

平成 29 年 6 月 26 日～平成 30 年 1 月 31 日

健診受診期間

平成 29 年 7 月 10 日～平成 30 年 2 月 28 日

費用（指定項目）

無料（健保組合全額負担）

健診案内DM

健診案内を紛失したり 9 月になっても届いていない方は、11 月 1 日までに当健保組合にお申し出ください。
11 月 2 日以降は再発行できません。

これが**健診のご案内**です！（実物は白とオレンジ色）

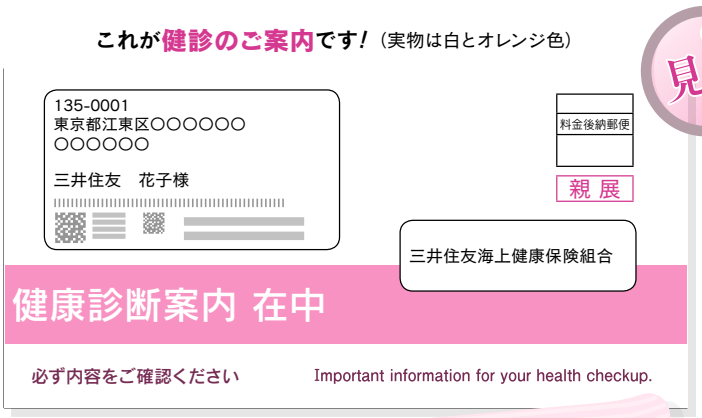

早めにお申し込みいただくと、
希望の日時でのご予約がとりやすくなります。

この健診は、今年度の案内を受け取っていても、受診日に資格喪失している方は受けることができません。
また、3月以降に受診（予約変更）された方は、全額自己負担（35 歳以上の場合、約4～5万円）となりますので、ご留意ください。
※配偶者以外の被扶養者（40 歳以上）の特定健診は、健保組合ホームページにご案内を掲載しておりますので、ご覧ください。

特定健診＋データヘルス計画 ／ ～早めの健康管理がみんなを救う～

今年も健診を受けましょう！

平成 29 年度は健保組合が進める第 1 期データヘルス計画の最終年度で、第 2 期に向けて改善計画を立てる年度となります。健診はみなさんの疾病予防対策として重要で、データヘルス計画の主な取り組みの 1 つです。今年も必ず健診を受けましょう。

健診はみなさんの**健康を救う！**

生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、重症化します。症状が出てから治療し始めても、元の健康な状態には戻らないこともあります。
健康を維持するためには、毎年健診を受けて病気の芽を早期に発見することが大切です。

毎年継続して受けることで、健診の精度も高くなります

健診を受けることは**会社を救う！**

職場の一員として役割を担うみなさんが健康でいることは、会社にとって重要です。特定健診や特定保健指導を活用して健康管理に努めましょう。**会社で行われる総合健診（35 歳以上対象）には、特定健診項目がすべて含まれています。**

最近は、社員の健康づくりは会社にとって「コスト」ではなく「投資」と考えられるようになってきています